

随意契約理由書

件名	イオンクロマトグラフ分析装置点検整備作業
契約の相手方	丸文ウエスト株式会社
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>使用中のイオンクロマトグラフ分析装置は(株)島津製作所製であり、装置の性能を維持するための点検整備作業においては、当該機器に関する高い知識および技術を要するため、(株)島津製作所もしくはその関連会社でなければ点検整備することができない。</p> <p>当該機器に関する部品等の販売やアフターサービスについては、(株)島津製作所が丸文ウエスト(株)に委任しており、当該分析機器のメンテナンスを行う場合、丸文ウエスト(株)に発注するルートしかないと、丸文ウエスト(株)と請負契約を締結する必要がある。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 下水道部 計画課 水質計画係 (電話番号 753-5331)